

平成29年3月9日

株 主 各 位

秋田県秋田市御所野湯本四丁目2番3号

**株式会社UMNファーマ**

代表取締役会長兼社長 平野 達義

## 第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成29年3月29日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 〔インターネットによる議決権の行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区大豆戸町26-1  
横浜市港北公会堂  
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第13期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第13期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

## 4. 招集にあたっての決定事項

次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.umnpharma.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

以 上

- 
- (お願い) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.umnpharma.com/>）に掲載させていただきます。
3. 本株主総会終了後、同会場にて事業概況説明会の開催を予定しておりますので、是非ご出席くださいますようご案内申し上げます。

## ＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（但し、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。）

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) インターネットによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございますので、ご了承ください。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成29年3月29日（水曜日）午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使の内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回行使された場合の議決権の取扱いについて
- (1) 議決権行使書とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
  - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金・パケット通信料等）は、株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時～午後9時

（議決権電子行使プラットフォームについて）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

## 事業報告

(平成28年1月1日から  
平成28年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費はおおむね横ばいで推移しているものの、全体では緩やかな回復傾向が見られております。一方で、アメリカ大統領選挙、イギリスのEU離脱、欧州債務問題の長期化、為替の不安定化、金融政策等の経済への影響、新興国の経済成長鈍化懸念等、先行き不透明な状況にあります。

わが国医薬品業界においては、医療費抑制策により医療用医薬品市場の伸びが鈍化しており、グローバル医薬品開発による世界市場での展開が一層重要になっております。

このような経営環境の中にあつて、当社グループは、「UMN-0502」（組換えインフルエンザHAワクチン（多価）、以下、「UMN-0502」といいます。）、「UMN-0501」（組換えインフルエンザHAワクチン（H5N1）、以下、「UMN-0501」といいます。）、世界保健機関（World Health Organization: WHO）がH5N1とともにパンデミック発生の可能性を指摘しているH9N2亜型に対する「UMN-0901」（組換えインフルエンザHAワクチン（H9N2）、以下、「UMN-0901」といいます。）、ウイルス性胃腸炎の主な原因ウイルスであるノロウイルスに対する「UMN-2002」（組換えノロウイルスVLP単独ワクチン、以下、「UMN-2002」といいます。）及びノロウイルス及びロタウイルスに対する「UMN-2003」（組換えノロウイルスVLP+組換えロタウイルスVP6混合ワクチン、以下、「UMN-2003」といいます。）の開発に経営資源を重点的に配分し研究開発を進めてまいりました。なお、上記開発パイプラインのうち、国内においては、UMN-0502及びUMN-0501に関しアステラス製薬株式会社（以下、「アステラス製薬」といいます。）と提携し開発を進めてまいりました。また、韓国においては、UMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901に関し日東製薬株式会社と提携し開発を進めております。

UMN-0502については、平成26年5月にアステラス製薬がインフルエンザの予防の効能・効果で、厚生労働省に製造販売承認を申請、審査当局によるICH（International Conference on Harmonisation of Technical Requirements for Registration of Pharmaceuticals for Human Use、日米EU医薬品規制調和国際会議）ガイドライン等に基づく審査が行われ、審査当局における各種照会事項への対応を継続してまいりました。しかしながら、平成29年1月10日付にて開示した「アステラス製薬株式会社によるASP7374（当社開発コード：UMN-0502）及びASP7373（当社開発コード：UMN-0501）に係る共同事業契約解約権行使のお知らせ」及び「アステラス製薬株式会社によるASP7374（当社開発コード：UMN-0502）及びASP7373（当社開発コード：UMN-0501）に係る共同事業契約解約権行使の経緯

及び当社グループの今後の事業方針について」に記載の通り、今般、審査当局より、リスク・ベネフィットの観点に鑑み、本剤の臨床的意義は極めて乏しく、審査の継続はできないとの見解を示されたことを受け、アステラス製薬が製造販売承認取得は困難と判断した結果、UMN-0502及びUMN-0501に係る細胞培養インフルエンザワクチンの共同事業契約に関し、解約権を行使する旨の申し入れを受けました。現時点において、アステラス製薬にてUMN-0502の申請取り下げ手続きがなされ、共同事業契約解約の手続きが完了しております。

UMN-2002については、平成26年2月に第一三共株式会社と締結した共同研究契約に従い、当社は製造プロセスの改善を行い、同社に抗原を提供すべく試験を継続しておりますが、当初の研究開発スケジュールから大幅に遅延している状況であります。

UMN-2003については、平成28年9月20日付にて開示した「組換えノロウイルスVLP+組換えロタウイルスVP6混合ワクチンの独占的事業化権に関するライセンス契約から組換えノロウイルスVLP単独ワクチンに関する非独占事業化権に関するライセンス契約への移行のお知らせ」に記載の通り、UMN-2002に優先的に経営資源を集中することが、企業価値向上に資するとの判断から、平成24年1月23日に締結したフィンランド・タンペレ大学ワクチン研究センターのティモ・ヴェシカリ教授及びヴェスナ・ブラゼビッチ博士との組換えノロウイルスVLP+組換えロタウイルスVP6混合ワクチンの全世界における独占的事業化権に関するライセンス契約について、組換えノロウイルスVLP単独ワクチンに関する非独占事業化権に関するライセンス契約に移行しております。

新規シーズ導入への取組みといたしましては、平成28年6月28日に、自社開発パイプラインの拡充を目的として、近年中南米を中心に感染が拡大しているジカウイルス感染症に対応するため、Protein Sciences Corporation（以下、「PSC」といいます。）がSinergium Biotech及びMundo Sanoと取組中の、ジカウイルスワクチンを共同で開発するコンソーシアムに参加することを検討するためのパートナーシップ契約を締結いたしました。現在、PSCにおいて米国国立衛生研究所の支援のもと、ジカウイルスワクチンの候補抗原に対する非臨床試験が行われております。また、平成29年1月にブラジル健康省に属する国立研究機関であるオズワルド・フィオクルーズ財団がコンソーシアムに参加いたしました。現時点において、コンソーシアムは、米国、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、日本の5か国の会社・組織により構成されております。

バイオ医薬品等受託製造事業（Biopharmaceutical Contract Manufacturing Organization）においては、これまで受注していた受託案件の一部について納品を完了するとともに、新規のワクチン候補抗原製造に関する受託案件を受注いたしました。また、平成28年2月12日に、当社子会社株式会社UNIGEN（以下、「UNIGEN」といいます。）とPSCが締結した正式合意に基づき両社が準備を進めている米国向けFlublok®原薬輸出事業について、平成28年4月7日（米国現地時間）に、米国食品医薬品局（FDA）とPSCが製造所承認申請のための事前面談であるType C meetingを実施し、UNIGEN岐阜工場（以下、「岐阜工場」といいます。）の

Flublok®原薬製造所としての認可を得るために必要な事項の確認がなされました。これに基づき、平成28年7月より、PSCがFDAに対して岐阜工場をFlublok®原薬製造工場として承認申請を行うために必要な申請データ取得を目的として、同工場において21,000Lフルスケールでの試験製造を開始し、10月に全ロットの製造を完了いたしました。当該試験製造では、PSCが先行して導入している高生産株の一部を用いて試験製造を実施した結果、生産収量及び品質面においてPSCでの生産実績と高い相関性を示し、また、国内で開発中に行ったUMN-0502に係るPerformance Qualification (PQ) 及びProcess Validation (PV) 時のバッチ毎生産収量との比較において、収量向上による原価率改善及び生産能力向上につながる事が確認されました。岐阜工場より送付した原薬サンプルを使用し、PSCにて製造所承認申請に向けた各種データ取得及び分析を実施しております。なお、PSCは、平成25年1月にFDAより製造販売承認を取得し販売しているFlublok®3 価製剤に加えて、平成28年10月7日（米国現地時間）に、FDAに対して申請していたFlublok®4 価製剤について、18歳以上を対象として製造販売承認を取得しております。

一方、平成29年1月31日付で開示した「特別損失の計上に関するお知らせ」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載の通り、アステラス製薬からの細胞培養インフルエンザワクチン共同事業契約解約権行使の申し入れを受け、当社の収益基盤の重要な柱の一つでありました国内インフルエンザワクチン供給事業が困難となったことから、平成29年2月13日付で開示した「特別損失の追加計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」の記載をあわせ、当社における固定資産に関しても減損処理を行ったことから、平成28年12月期の連結においては10,532百万円、個別においては7,865百万円の事業整理損を特別損失に計上するとともに、平成28年12月期の連結及び個別業績予想の修正を行っております。

このような経営環境の急激な変化、及び財務状況の悪化を受け、当社におきましては、米国向けFlublok®原薬輸出事業を中心とする海外展開に活路を見出すべく検討してまいりました。しかしながら、当社及びUNIGENの財務状況に鑑み、当社がUNIGENに対し資金支援を継続し、現在のグループ体制を維持することが困難と判断するに至りました。その結果、平成29年1月31日付にて、当社と国内インフルエンザワクチン製剤化工程に関し独占的な契約を締結し、岐阜工場に隣接する製剤化工場を整備・運営されているアピ株式会社（以下、「アピ」といいます。）に対して、当社及び株式会社IHI（以下、「IHI」といいます。）が保有するUNIGEN発行済普通株式全株を譲渡いたしました。なお、当該譲渡に伴い、当社が連帯保証人となり、UNIGENが借り入れているシンジケートローン トランシェA及びトランシェBに関し、トランシェA及びトランシェBの債務保証人となっているIHI及びトランシェAの債務保証人となっているアステラス製薬よりシンジケートローン債務保証履行時の当社に対する求償権が全額放棄されることとなりました。それに伴い、シンジケートローン連帯保証人として当社が約1百万円の債務保証履行負担をすることにより、シンジケートローン トランシェA及びトランシェB全ての連帯保証人としての地位を外れることとなりました。また、UNIGENのリース債務に係る当社の連帯保証人の地位をアピに引き継ぐこととなりました。なお、

UNIGENの事業譲渡に伴い、平成22年1月25日に、IHIとインフルエンザワクチン原薬製造事業を共同で行うことを目的として締結していた「協業に関する基本協定書」を、平成29年1月31日付にて解約することで合意しております。

財務面におきましては、平成28年5月25日に、米国向けFlublok®原薬輸出事業実現に向けた岐阜工場生産能力増強及びFDAによる製造所認可対応、自社開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発推進ならびに借入金返済による財務基盤強化を目的として、Evolution Biotech Fundを割当先とする第19回新株予約権（行使価額修正条項付き）180万個（180万株）の発行決議を行いました。平成28年9月1日に、新株予約権180万個（180万株）全ての行使が完了、実際調達額（発行諸費用差引前）は2,234,175千円となりました。なお、発行決議時の想定調達額との乖離が生じたこと等により、平成28年10月18日開催の取締役会にて、当該調達資金の使途変更に関する決議を行っております。加えて、平成28年11月4日に、第19回新株予約権の調達額の乖離を解消すべく、米国向けFlublok®原薬輸出事業実現に向けた岐阜工場生産能力増強、自社開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発推進、岐阜工場の運転資金ならびに借入金返済による財務基盤強化を目的として、同じくEvolution Biotech Fundを割当先とする第20回新株予約権（行使価額修正条項付き）150万個（150万株）の発行決議を行いました。平成29年1月31日時点において、80万個（80万株）の行使がなされ、732,200千円を調達しております。なお、UNIGEN普通株式全株の譲渡に伴い、平成29年1月31日開催の取締役会にて、UNIGENへの投融資資金に充当予定であった調達資金全額を、当社研究開発投資資金及び運転資金に振り替えることとする、当該調達資金の使途変更に関する決議を行っております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は71,301千円（前年同期比64.8%減）となりました。一方、UMN-0502審査対応、提携先と各開発パイプラインの研究開発に係る費用に加えて、UMN-0502製造販売承認申請取り下げに伴い、UMN-0502製品売上に対応する製造原価に反映すべく計上していた仕掛品を費用化したこと等により、営業損失は3,564,090千円（前連結会計年度の営業損失3,207,281千円）、経常損失は3,857,909千円（前連結会計年度の経常損失3,390,038千円）、上述の通り、UMN-0502製造販売承認申請取り下げに伴う事業整理損として10,532,848千円を特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は14,099,082千円（前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失3,390,277千円）となりました。

また、当社グループは、医療用医薬品の研究開発及びこれに関連する事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績に関する記載を省略しております。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は1,844,337千円であり、その主なものは岐阜工場の生産設備増設に向けた準備業務であります。

### (3) 資金調達の状況

当社は、新株予約権の発行並びに行使による2,844,425千円の資金調達を実施いたしました。

また、当社連結子会社である株式会社UNIGENにおいて、シンジケートローン契約に基づく2,400,000千円の借入れを実施いたしました。

### (4) 財産及び損益の状況

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第10期 (平成25年12月期)	第11期 (平成26年12月期)	第12期 (平成27年12月期)	第13期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売上高(千円)	93,379	1,108,522	202,637	71,301
経常損失(△)(千円)	△4,147,960	△4,249,795	△3,390,038	△3,857,909
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	△3,717,117	△3,961,233	△3,390,277	△14,099,082
1株当たり当期純損失(△)(円)	△491.59	△452.34	△354.16	△1,359.14
総資産(千円)	19,001,793	12,882,050	11,808,306	1,510,880
純資産(千円)	4,253,491	3,705,408	333,781	△10,920,875

(注) 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区分	第10期 (平成25年12月期)	第11期 (平成26年12月期)	第12期 (平成27年12月期)	第13期 (当事業年度) (平成28年12月期)
売上高(千円)	92,929	1,108,522	190,315	52,561
経常損失(△)(千円)	△3,179,228	△2,820,079	△614,329	△480,912
当期純損失(△)(千円)	△3,207,073	△2,822,385	△617,233	△8,344,420
1株当たり当期純損失(△)(円)	△424.14	△322.29	△64.48	△804.39
総資産(千円)	7,493,207	7,031,659	6,274,422	694,355
純資産(千円)	5,671,638	6,307,365	5,708,782	208,786

(注) 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社は、親会社に当たる会社はございません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社UNIGEN	1,750,500千円	50.00%	医薬品原薬の開発・製造・販売

## (6) 対処すべき課題

### ① 当社の特徴と現状の認識について

当社は、平成28年10月31日に開示した「平成28年12月期第3四半期決算短信」に記載の通り、UMN-0502、UMN-0501、UMN-0901、UMN-2002及びUMN-2003の開発に経営資源を重点的に配分し、事業を進めてまいりました。今般、平成29年1月10日に開示した「アステラス製薬株式会社によるASP7374（当社開発コード：UMN-0502）及びASP7373（当社開発コード：UMN-0501）に係る共同事業契約解約権行使の経緯及び当社グループの今後の事業方針について」に記載の通り、UMN-0502についてのアステラス製薬株式会社の申請取り下げ、開発中止、及びUMN-0501及びUMN-0502に関する共同事業契約解約申し入れを受けたことにより、今後の事業方針として、当面の収益基盤として並行して準備を進めていた海外事業、特に子会社株式会社UNIGEN岐阜工場のFlublok®原薬製造及び供給を中心に再構築を図ることとしておりました。しかしながら、平成29年1月31日に開示した「特別損失の計上に関するお知らせ」、「業績予想の修正に関するお知らせ」及び「当社連結子会社である株式会社UNIGENの当社持分株式譲渡に関するお知らせ」に記載の通り、UMN-0502国内インフルエンザワクチンの供給が困難となったことから特別損失を計上するなど財務状況が急速に悪化したことに鑑み、株式会社UNIGENの当社保有株式の全てをアピ株式会社に譲渡いたしました。また、株式会社UNIGEN株式譲渡に伴い、株式会社IHIとのバイオ医薬品原薬製造事業に係る協業に関する提携の解消についても合意いたしました。以上より、当社は平成29年12月期以降において、単体にて事業を継続することとなりました。当社の提携及び事業環境の大幅な変化を受け、以下の通り、事業方針の再転換及び再構築を図ることといたしました。

次世代バイオ医薬品自社開発事業においては、「BEVSによる自社開発パイプラインの継続的発展、早期提携実現及び新規パイプライン等の導入」に経営資源を集中し、事業展開を行うことが重要であると考えております。医薬品の研究開発においては、さまざまなリスクが存在しており、そのため研究開発体制の強化、CMC開発体制の整備拡充を積極的に実施する必要があります。

当面の中心事業として展開するバイオ医薬品等受託製造事業においては、「バイオ医薬品のCMC開発・工業化検討に係る受託事業を展開」すべく、開発初期検討段階からCMC開発段階までに特化し、柔軟に顧客ニーズに対応可能な体制を整備するとともに、顧客が要求する品質基準を満たすサービスを提供すべく、人材の教育訓練を継続的に行っていくことが重要であると考えております。これらの課題を達成し、当社の事業目的を実現するためには、人材・研究開発への先行投資が必要であり、それを支える収益基盤の確立及び財務基盤の強化が重要であると考えております。また、経営の質を高めるために、内部統制システムの強化やIR活動の推進も重要な課題であると認識しております。

上述の通り、当社は、事業の再構築を図り経営基盤をより一層強固なものにし、企業価値を向上させるために、対処すべき当面の課題を以下のように考え、各対応策の実行に努めてまいります。

(注) \* BEVS : Baculovirus Expression Vector System バキュロウイルス (Baculovirus) ・  
昆虫細胞系を用いたタンパク発現技術であり、当社の開発パイプラインの製造プラットフォームとなる基盤技術

\*\* CMC : Chemistry, Manufacturing and control 医薬品における原薬プロセス研究、製剤開発研究及び品質評価研究を統合した概念

## ② 対処すべき当面の課題の内容及び具体的な取組状況

### a) BEVSによる自社開発パイプラインの継続的発展、早期提携実現及び新規パイプライン等の導入

当社は、当社が強みを持つ製造プラットフォームであるBEVSの事業価値を最大限引き出すことが、当社の企業価値向上に資すると考えております。海外においては、BEVSがワクチン抗原をはじめとする組換えタンパクの製造方法として高い評価を得ていることから、海外を中心に自社開発プロジェクトの展開を図ってまいります。当面UMN-2002及びジカウイルスワクチンコンソーシアムに資源を集中し、開発を進めてまいります。一方、自社開発パイプラインの拡充を目的とした新規パイプラインの設定・導入が不可欠であると考えております。具体的には、UMN-2001 (組換えロタウイルスVP6単独ワクチン) としてロタ単独ワクチンを新たなプロジェクトとして立ち上げてまいります。また、これまで国内研究機関等からのワクチン候補抗原の製造受託実績より、効果が検証されつつあるプロジェクトが存在していることから、これらワクチン候補抗原の導入機会を積極的に確保してまいります。さらに、研究開発段階または初期開発段階での提携活動を進め、収益確保につなげてまいります。なお、当社といたしましては、提携実現以降において、当社が過大な開発費用を負担しないよう提携スキームを考慮した上で、交渉を進めてまいります。

また、既存自社開発パイプラインの推進に加え、新規プロジェクトの導入を検討してまいります。最もBEVSの強みを生かせる組換えたん白質ワクチンの価値を最大化するために必要な各種技術 (アジュバント (免疫賦活剤)、製剤・デバイス等) に積極的にアクセスし、付加価値の高いワクチンの創製を行うことで、提携実現の確度を高めるとともに、提携規模の拡大を目指してまいります。また、各種技術を適用することで、抗原量を節約することが可能となります。これら製剤のトータル設計を開発初期から推進することにより、秋田工場スケールでの商用生産が可能な、より効率的な生産を可能とする体制を目指してまいります。なお、プロジェクトによっては、提携先への製造の技術移管、秋田工場での製造または外部への製造委託を行うことで、顧客の製造に関する要望に柔軟に対応し、提携先の満足度を高めてまいります。

b) バイオ医薬品のCMC開発・工業化検討に係る受託事業の展開

平成29年2月14日付で開示した「今後の当社事業方針について ～大規模生産事業モデルから、CMC開発・工業化検討段階に特化した事業モデルへの転換～」に記載の通り、優れたバイオ医薬品の市場導入において、「研究段階から開発段階及び最終的な製品供給への移行・橋渡し」のための、「製品供給に至るまでのCMC開発・工業化検討」に大きな課題があり、これらを担う企業が求められていると認識しております。当社では、これをターゲットとすべき事業領域と捉え、積極的な受託に取り組んでまいります。

小スケール製造施設である横浜研究所、中規模（パイロットスケール）製造施設である秋田工場に加え、動物を用いた評価が可能な秋田研究所、並びにこれまでに培った小スケールから大規模スケールまでの製造開発の知見・ノウハウ及びリソースを最大限活用し、「研究段階から開発段階及び最終的な製品供給への移行・橋渡し」のための「バイオ医薬品のCMC開発・工業化検討」に係る受託の獲得を目指してまいります。特に、ファブレスでの開発を意図している企業・機関のCMC開発・工業化検討の包括的な受託、小スケール製造施設を保有し、そのスケールでのCMC開発が終了している企業・機関の中規模スケール以上の工業化検討の受託の機会が多いと考えております。また、これまでの大学及び公共研究機関との受託の実績から、研究段階の製造受託にとどまらず、製品化も想定した案件候補も出てきていることから、新規開発パイプラインの導入経路の一つとして積極的に取り組んでまいります。

なお、受託においてはBEVS案件であることやヒト用医薬品にこだわることなく、優れたバイオ医薬品の供給につながる案件を積極的に受託し、設備の稼働率向上を図ってまいります。

c) 包括的な受託案件の獲得、受託案件から共同研究・共同開発への発展

ファブレスでの開発を意図しているベンチャー企業等より、CMC開発・工業化検討の包括的に受託する機会があることから、当社としての事業リスクを回避しつつ、共同研究及び共同開発による先方開発品の将来収益の一部取り込みといった受託スキームについても積極的に取り組んでまいります。また、これまで培った製薬業界におけるネットワークを活用し、事業会社との更なる提携支援により、単なる受託事業に留まらない事業についても推進してまいります。

#### d) 財務基盤の強化

これまで当社では、研究開発に係る資金につきましては、事業会社との戦略的提携や製薬企業との共同事業に伴う権利許諾への対価、第三者割当増資、公募調達、新株予約権の発行等により資金を調達してまいりました。しかしながら、グループ体制の再編に伴い、多額の減損を計上することとなったため、多額の利益剰余金のマイナスを計上しております。今後は、資本効率を重視した財務戦略を遂行するとともに、製薬企業等との提携による契約一時金、開発マイルストーン及び開発協力金の確保、バイオ医薬品等受託製造事業収益の確保を通じた財務基盤の強化を目指してまいります。費用面につきましては、一層の経費節減に努めるとともに、提携後において過度な自己負担を回避することにより、費用負担を一定程度に抑制してまいります。また、受託案件について、案件ごとに適正利潤を確保できるよう収益管理を徹底いたします。一方、平成28年12月期時点における純資産額は208百万円となっており、上記対応を図るものの、更なる財務基盤強化に向けた資本増強等の対応が必要と考えております。当社といたしましては、将来の投資が株主価値向上に資すると判断した場合、資本増強に関し、適時適切に対応してまいります。

#### e) 継続企業の前提に関する重要事象について

当社とアステラス製薬株式会社は、平成22年9月21日付の共同事業契約締結以降、共同で組換えインフルエンザHAワクチンASP7374（当社開発コード：UMN-0502 組換えインフルエンザHAワクチン（多価））及びASP7373（当社開発コード：UMN-0501 組換えインフルエンザHAワクチン（H5N1））の開発を積極的に進めてまいりました。

しかしながら、アステラス製薬株式会社より、当該共同事業契約の解約権を行使する旨の申し入れを受け、当社グループの収益基盤の重要な柱の1つでありました国内インフルエンザワクチン供給事業の継続が困難となったことから、当社グループは、当連結会計年度に事業整理損10,532,848千円を特別損失に計上し、当連結会計年度末において10,920,875千円の債務超過の状況となっております。

これらの状況を総合的に勘案すると、当社グループは継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社は、当該状況を解消するために、以下の対策を講じ、当該状況の改善に努めてまいります。

なお、平成29年1月31日に、当社連結子会社であった株式会社UNIGENの当社保有株式の全てをアピ株式会社へ譲渡し、当社グループ体制を抜本的に再編、平成29年12月期以降においては、当社単体として事業を継続してまいります。

① 収益及び利益の確保

次世代バイオ医薬品自社開発事業において、各パイプラインの開発を進め、早期に開発パイプラインの提携を実現し、提携に伴う契約一時金、開発の進捗に伴うマイルストーンペイメント及び開発協力金を収受すること、及びバイオ医薬品等受託製造事業において、これまで受注している案件の継続受注並びに新規案件を獲得することにより利益の確保を目指してまいります。

② 経費の削減

一層の経費削減に努めることを第一義として、徹底したコストコントロールを実施してまいります。

f) 内部統制システムの強化

当社は、業務の有効性・効率性を高め、財務報告の信頼性を確保し、事業活動に関わる法令等の遵守を確実にし、資産の保全を図るため、内部統制システムを維持してまいります。また、リスク管理・コンプライアンス体制等の充実に伴い、内部管理体制のより一層の強化を目指してまいります。

g) IR活動の推進

当社は、株主・投資家等の当社のステークホルダーと双方向のコミュニケーションを重視し、経営の一層の改善に役立てるために、企業情報を正確、公平かつ適時・適切に発信するよう努め、信頼と正当な評価を得ることを目指してまいります。

## (7) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

当社グループは、当社及び株式会社UNIGENにより構成されており、次世代バイオ医薬品自社開発事業及びバイオ医薬品受託製造事業を行っております。

### ① 次世代バイオ医薬品自社開発事業

当社では、開発パイプラインごとに対象疾患領域及び臨床現場の状況、競合する医薬品の状況などを総合的に勘案し、医薬品としての価値を最大化できる最適なタイミングで国内外の製薬企業と提携しライセンスアウトするのみならず、自ら原薬を製造し製品を供給することで収益を確保していくビジネスモデルを基本としております。

製品供給にあたっては、原薬生産施設を製造パートナーとともに子会社を通じて運営し、原薬を製造いたします。また、製剤化については、製剤工程委託企業に外注し、最終製品を提携製薬企業に供給いたします。

### ② バイオ医薬品受託製造事業

当社グループが保有する横浜研究所、秋田工場及び岐阜工場、これら研究開発・生産施設に従事する製造ノウハウに長けた豊富な人材を活用し、開発初期から商用段階まであらゆる顧客ニーズに対応しつつ、高い品質の製品を供給していくビジネスモデルを基本としております。受注活動をバイオ医薬品受託製造事業提携企業とともにを行い、当該提携企業を通じて顧客に対して検討用サンプル・治験薬・製品・各種評価試験結果等を供給いたします。

(8) 企業集団の主要拠点等（平成28年12月31日現在）

名 称	所在地
本社・秋田工場	秋田県秋田市
横浜本社	神奈川県横浜市
岐阜工場	岐阜県揖斐郡池田町
横浜研究所	神奈川県横浜市
秋田研究所	秋田県秋田市

(9) 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
106名	4名減

(注) 使用人数は就業員数（社外への出向者を除き、社外からの出向者を含む。）であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19名	1名増	45.7歳	3.9

(注) 使用人数は就業員数（社外への出向者を除き、社外からの出向者を含む。）であります。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成28年12月31日現在）

借入先	借入残高（千円）
シンジケートローン	6,000,000
株式会社三井住友銀行	5,185,000

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケート団からの借入であります。

## 2. 株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,046,500株
- (3) 株主数 11,523名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社IHI	453,250株	3.76%
アビ株式会社	400,000株	3.32%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	347,300株	2.88%
アステラス製薬株式会社	262,600株	2.18%
坂本 暢子	240,800株	2.00%
坂本 寿章	193,400株	1.61%
松井証券株式会社	160,100株	1.33%
株式会社IHIプラントエンジニアリング	141,800株	1.18%
坂本 クニエ	131,400株	1.09%
高梨 博	90,000株	0.75%

（注） 持株比率は自己株式を控除して計算しており、小数点第3位を四捨五入しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況（平成28年12月31日現在）

名 称	第11回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
新株予約権の数	50個	9個	10個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社監査役	1名 —	1名 —	1名 —
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)	25,000株	4,500株	5,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(1株当たり)(注)	2,200円	2,200円	2,200円
新株予約権の行使期間	平成24年1月27日から平成32年1月26日まで	平成24年1月27日から平成32年1月26日まで	平成24年1月27日から平成32年1月26日まで
新株予約権の行使の条件	※1	※2	※1

(注) 平成23年8月8日開催の当社取締役会決議により、平成23年8月24日をもって普通株式1株を50株に分割いたしました。これらに伴い新株予約権の目的となる株式の数が増加しております。

新株予約権の行使の条件

#### ※1

- ① 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当会社の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みである場合、又は特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。
- ④ 新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合、又は新株予約権者が当会社と競業関係にある相手先の取締役、執行役、監査役、使用人（執行役員を含む。）、囑託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないと当会社取締役会が認めた事由が生じた場合は、新株予約権は行使できない。
- ⑤ その他の条件は、株主総会および取締役会の決議に基づき、当会社および被割当者との間で締結する新株予約権割当契約で定めるところによる。

※2

- ① 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権発行時において、当会社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社又は当会社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。）の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みである場合、又は特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。
- ④ 新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合、又は新株予約権者が当会社と競業関係にある相手先の取締役、執行役、監査役、使用人（執行役員を含む。）、囑託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないと当会社取締役会が認めた事由が生じた場合は、新株予約権は行使できない。
- ⑤ その他の条件は、株主総会および取締役会の決議に基づき、当会社および被割当者との間で締結する新株予約権割当契約で定めるところによる。

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は平成28年5月25日及び平成28年11月4日開催の取締役会において、それぞれ第19回新株予約権（行使価額修正条項付）、第20回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行を決議し、発行いたしました。

各新株予約権の概要は以下のとおりであります。

第19回新株予約権（行使価額修正条項付）（平成28年5月25日決議）

割当日	平成28年6月13日
新株予約権の総数	1,800,000個
発行価額	総額14,400,000円（新株予約権1個につき8円）
当該発行による潜在株式数	潜在株式数：1,800,000株（新株予約権1個につき1株）
資金調達額	2,219,775,000円

行使価額	<p>当初行使価額：1,719 円</p> <p>ただし、行使価額は、平成28年6月13日（当日を含みます。）から5価格算定日が経過する毎に修正されます。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日（以下、「取引日」という。）であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいいます（以下、同じ）。本項に基づき行使価額が修正される場合、各5価格算定日の最終日の翌取引日（以下、「修正日」という。）に、行使価額は、修正日に先立つ連続する5価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額（以下、「基準行使価額」という。ただし、当該金額が、上限行使価額2,835円（ターゲット価格）を上回る場合は上限行使価額（ターゲット価格）とし、下限行使価額945円を下回る場合は下限行使価額とします。）に修正されます。また、上記の連続する5価格算定日の間に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該連続する5価格算定日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>ただし、いずれかの修正日において基準行使価額が3,780円（以下、「上限撤回価額」という。）を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額（ただし、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）となります。当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</li> <li>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合</li> <li>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず。）</li> </ol>
行使期間	<p>平成28年6月13日（当日を含む。）から平成28年10月24日（当日を含む。）までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日までに市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数と同数の取引日が行使期間に追加されるように延長される。ただし、本項ただし書きに基づき追加される取引日は20取引日を上限とする。</p>
募集又は割当方法（割当先）	<p>Evolution Biotech Fundに対する第三者割当方式</p>

（注）当該新株予約権は、平成28年9月1日に全て行使されております。

第20回新株予約権（行使価額修正条項付）（平成28年11月4日決議）

割当日	平成28年11月21日
新株予約権の総数	1,500,000個
発行価額	総額10,800,000円（新株予約権1個につき7.2円）
当該発行による潜在株式数	1,500,000株（新株予約権1個につき1株）
資金調達額	721,400,000円
行使価額	<p>当初行使価額：1,014円</p> <p>ただし、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日以降、発行日（当日を含みます。）から起算して5価格算定日（以下に定義します。）が経過する毎に修正されます。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日（以下、「取引日」といいます。）であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日を含みます。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）から起算して5価格算定日目の日の翌取引日（以下、「修正日」といいます。）に、修正日に先立つ5連続価格算定日（以下、「価格算定期間」といいます。）の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額（以下、「基準行使価額」といいます。ただし、当該金額が、上限行使価額1,689円を上回る場合は上限行使価額とし、下限行使価額563円を下回る場合は下限行使価額とします。）に修正されます。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>上記にかかわらず、いずれかの修正日において基準行使価額が2,252円（以下、「上限撤回価額」という。）を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額（ただし、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）となります。当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社普通株式が取引所により監視銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</li> <li>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合</li> <li>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）</li> </ol>

行使期間	平成28年11月21日（当日を含む。）から平成29年2月20日（当日を含む。）までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日までに市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。
募集又は割当方法 （割当先）	Evolution Biotech Fundに対する第三者割当方式

（注）平成29年1月31日時点の当該新株予約権の行使個数は、800,000個であります。また、資金調達額については、平成29年1月31日までの間に調達した金額を記載しております。

#### 4. 会社の役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役に関する事項（平成28年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼社長	平野達義	
取締役	中田文久	臨床開発部長 R&Dプロジェクト室長 非臨床開発部 担当 株式会社UNIGEN 取締役
取締役	橋本裕之	財務部長 人事部・総務部・経理部担当
取締役	成清勉	株式会社IHI 新事業推進部 次長
常勤監査役	高木淳一	株式会社UNIGEN 監査役
監査役	加藤久満	
監査役	加藤凱信	NPO法人C. P. I. 教育文化交流推進委員会 理事

- (注) 1. 取締役成清勉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役加藤久満氏及び同加藤凱信氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役高木淳一氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、監査役加藤久満氏及び同加藤凱信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 当事業年度後に辞任した役員

氏名	辞任時における地位及び担当	辞任日
成清勉	取締役	平成29年1月31日

##### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	3名	39,220千円
監査役	3名 (うち社外監査役 2名)	12,000千円 (うち社外監査役 2,400千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年8月31日開催の臨時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人給与を除く役員報酬を年額144,000千円以内と決議いただいております。  
 2. 監査役の報酬限度額は、平成18年3月29日開催の第2回定時株主総会において月額1,000千円以内と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等における社外役員等の兼職の状況

地位	氏名	兼職の状況
社外取締役	成 清 勉	株式会社IHI 新事業推進部 次長
社外監査役	加 藤 久 満	
社外監査役	加 藤 凱 信	NPO法人C. P. I. 教育文化交流推進委員会 理事

(注) 株式会社IHIは、当社株式453,250株(持株比率3.76%)を保有しております。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	成 清 勉	当事業年度に開催された取締役会26回のうち23回に出席いたしました。業務執行を行う経営陣から独立し、プラントエンジニアリング業界での知見・経験を生かし、客観的視点で議案・審議等につき適宜質問・助言を行っております。
社外監査役	加 藤 久 満	当事業年度に開催された取締役会26回のうち24回に、監査役会22回全てに出席し、適宜取締役会及び監査役会の意思決定の適正性、内部統制システムの適切な運用を確保するための質問・助言を行っております。
社外監査役	加 藤 凱 信	当事業年度に開催された取締役会26回のうち25回に、監査役会22回全てに出席し、適宜取締役会及び監査役会の意思決定の適正性、内部統制システムの適切な運用を確保するための質問・助言を行っております。

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

###### (1) 社外取締役に関する責任限定契約

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づき、社外取締役がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、その職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、200万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

###### (2) 社外監査役に関する責任限定契約

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づき、社外監査役がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、その職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、200万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等

区 分	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	15,700千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社の役員及び従業員は、当社が上場会社であること、並びに人の生命・身体に係る医薬品事業の当事者であることを強く意識し、会社法、金融商品取引法、金融商品取引所規則、医薬品医療機器等法（旧薬事法）及び関連規則、その他の法令の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規程」等の諸規程を制定し、重要な会議等の場で継続的に周知徹底を図っております。
- (イ) 監査役、内部監査室、信頼性保証部及び会計監査人は、当社の役員及び従業員の職務の執行が関係法令及び規則、定款・規程等を遵守して行われているかを監査し、相互の連携を図るとともに、適宜、社長及び取締役会へ報告するなど、業務の適正を確保する体制を整備、運用しております。
- (ウ) 「内部通報規程」に基づき内部通報システムを構築し、法令・定款等違反行為を未然に防止する体制を整えております。

- (エ) 株主・投資家に対しては、「ディスクロージャー規程」に基づき適時開示体制を整備、構築することにより、経営の透明性の向上を図ることに努めております。
- (オ) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で一切の関係を遮断すべく、「反社会的勢力排除規程」を制定し、そのための体制整備を行い、運用を徹底しております。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 取締役会その他重要な会議の意思決定に係る議事録や、「職務権限規程」に基づいて決裁された文書等、取締役の職務に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）は、関連資料を含めて「文書管理規程」に定められた方法、期間に準じて適切に保存及び管理をいたしております。
- (イ) 内部監査室、信頼性保証部及び監査役が定期的に重要な文書の管理、保管状況を監査するとともに、必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態を維持しております。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 経営上のリスクに関しては、経営課題とともにリスクを洗い出し、常にリスクを最小限にすることを意識しつつ、業務執行及び意思決定を行っております。
- (イ) リスクコントロール体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、財務部管理役員をリスク管理統括責任者としてリスク管理体制を構築し、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に関する手順を明確化し、役員及び従業員へ周知徹底を行っております。また、内部監査室が内部監査を実施することで、運用体制を強化いたしております。
- (ウ) 当社の重要な資産である情報に関しては、「情報セキュリティ管理規程」を制定し、情報ネットワークシステムのセキュリティ体制を強化するとともに、役員及び従業員に対して情報セキュリティポリシー等のルールの周知を行い、厳格な情報管理体制を構築しております。
- (エ) 新型インフルエンザのパンデミック、大地震などの突発的緊急事態に対しては、社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとり、緊急事態に迅速に対応いたします。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (ア) 当社グループの事業の社会的使命、経営目標、事業戦略が常に明確にされ、それを基に「中期経営計画」「年度事業計画」「年度予算」が策定され、役員及び従業員で共有いたしております。
- (イ) 職務の執行に当たっては、最低月1回開催される経営会議等において役員、幹部社員で情報共有が行われ、議論を尽くした上で取締役会へ上程されるなど、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築しております。
- (ウ) 取締役会決議に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等において、執行の手続きが明確且つ簡明に定められ、効率的な業務執行を可能にしております。

**(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (ア) 当社の子会社に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、財務部が子会社の重要な意思決定、事業進捗状況等の管理を行い、グループ全体の経営効率の向上、最適化を図っております。
- (イ) グループ全体の内部統制の実効性を高めるため、内部監査室が定期的の子会社の内部監査を実施し、内部統制システムの整備、運用状況を監査し、社長、監査役会へ報告いたしております。
- (ウ) 子会社の監査役が親会社の監査役会で定期的に監査結果を報告し、情報共有を図っております。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

現在は、監査役の職務を補助するスタッフはおりませんが、監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当社従業員を配置いたします。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

前号の監査役付の従業員を置いた場合は、その独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動等の人事に関する事項の決定には、監査役の同意を必要といたします。なお、当該従業員は、業務の執行に係る役職を兼務いたしません。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (ア) 監査役への報告事項は以下のとおりといたします。
  - ①内部統制システムの整備状況及びその運用状況
  - ②業績及び業績見込みの内容、重要開示書類の内容
  - ③会社に著しい損害が発生するおそれがある事実を発見した場合、その事実
  - ④監査役から要求された契約書類等の文書の回付
  - ⑤その他監査役が報告を求める事項
- (イ) 取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (ア) 監査役会は、定期的に社長及び各担当役員より報告を受け、情報交換を行っております。
- (イ) 監査役は、内部監査室、信頼性保証部の年次監査計画及び監査の実施状況に関して適宜報告を受け、指摘、提言事項について意見交換する等、密接な情報交換及び連携を図っております。
- (ウ) 監査役及び内部監査室は、会計監査人の監査計画及び監査結果の報告を受ける等、相互の連携且つ牽制を図っております。
- (エ) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを任用することができます。

**7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

取締役会は社外取締役1名を含む取締役4名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しており、各業務執行取締役から業務執行の状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。当事業年度の取締役会は26回開催されました。

取締役会に先立ち毎月1回(原則)、当社及び株式会社UNIGENの業務執行取締役及び主な幹部社員による経営会議を開催し、当社グループの経営状況や経営課題に関してより具体的に情報共有し、活発な質疑応答、意見交換を通して当社グループ全体の職務執行の適正及び効率性の確保に努めました。また常勤監査役が経営会議に出席し、その内容等を月次の監査役会で報告することにより、社外監査役との情報共有を図り、意見交換を行いました。

監査役会においては、代表取締役社長が定期的に業務執行の状況に関して報告を行い、意見交換を行いました。また常勤監査役が株式会社UNIGENの監査役を兼務し、株式会社UNIGENの取締役会等の重要な会議に出席した結果に関して、適宜、監査役会へ報告するなど情報共有を図り、必要に応じて意見交換を行いました。

当事業年度の監査役会は22回開催されました。

医薬品医療機器等法（旧薬事法）関連法令等の遵守は医薬品製造会社にとって生命線であり、株式会社UNIGENを中心として、関連法令を厳守した医薬品製造体制の確立、従業員等関係者の教育・育成等を徹底しております。

その他のコンプライアンスに対する取組みに関しては、当社及び株式会社UNIGENの内部監査部門が、内部監査計画に基づき、各部門に対して法令、定款、規程等の遵守状況の監査を行い、その結果を代表取締役社長、監査役会に対して報告し、必要に応じて改善を行っております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、事業の着実な推進を図ることにより、企業価値の一層の向上に努めており、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」については特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

平成28年12月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>1,456,480</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,519,029</b>
現金及び預金	978,152	買掛金	177,935
売掛金	6,130	短期借入金	6,000,000
仕掛品	5,634	1年内返済予定の長期借入金	1,069,000
原材料及び貯蔵品	0	リース債務	111,870
前渡金	65,339	未払金	57,100
前払費用	57,774	未払費用	10,536
未収消費税等	241,260	未払法人税等	45,598
その他	102,188	前受金	37,342
<b>固定資産</b>	<b>54,400</b>	預り金	9,645
<b>有形固定資産</b>	<b>0</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,912,727</b>
建物及び構築物	0	長期借入金	4,141,000
機械装置	0	リース債務	239,836
工具器具備品	0	長期預り金	340,332
リース資産	0	資産除去債務	178,733
建設仮勘定	0	その他	12,825
<b>無形固定資産</b>	<b>0</b>	<b>負債合計</b>	<b>12,431,756</b>
ソフトウェア	0	<b>純資産の部</b>	
その他	0	<b>株主資本</b>	<b>△10,926,995</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>54,400</b>	資本金	10,117,021
敷金及び保証金	54,053	資本剰余金	9,786,021
その他	346	利益剰余金	△30,829,842
		自己株式	△197
		新株予約権	6,120
		<b>純資産合計</b>	<b>△10,920,875</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,510,880</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,510,880</b>

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成28年1月1日  
至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		71,301
売 上 原 価		39,266
売 上 総 利 益		32,034
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,596,125
営 業 損 失		3,564,090
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	55	
為 替 差 益	9	
助 成 金 収 入	66,362	
そ の 他	835	67,263
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	190,629	
株 式 交 付 費	25,998	
支 払 手 数 料	144,454	361,081
経 常 損 失		3,857,909
特 別 損 失		
事 業 整 理 損	10,532,848	10,532,848
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		14,390,757
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,022	
法 人 税 等 調 整 額	△47,697	△41,675
当 期 純 損 失		14,349,082
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		250,000
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		14,099,082

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年1月1日  
至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
平成28年1月1日残高	8,697,869	8,366,869	△16,730,760	△197	333,781
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,419,152	1,419,152			2,838,305
親会社株主に帰属する 当期純利益			△14,099,082		△14,099,082
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,419,152	1,419,152	△14,099,082	—	△11,260,777
平成28年12月31日残高	10,117,021	9,786,021	△30,829,842	△197	△10,926,995

	新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
平成28年1月1日残高	—	—	333,781
連結会計年度中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			2,838,305
親会社株主に帰属する 当期純利益			△14,099,082
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	6,120	—	6,120
連結会計年度中の変動額合計	6,120	—	△11,254,657
平成28年12月31日残高	6,120	—	△10,920,875

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

平成28年12月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>650,154</b>	<b>流動負債</b>	<b>122,448</b>
現金及び預金	566,098	1年内返済予定の長期借入金	25,000
売掛金	6,130	未払金	17,400
前渡金	52,010	未払費用	2,071
前払費用	14,187	未払法人税等	36,428
未収消費税等	11,722	前受金	37,342
その他	6	預り金	3,084
<b>固定資産</b>	<b>44,201</b>	債務保証損失引当金	1,121
<b>有形固定資産</b>	<b>0</b>	<b>固定負債</b>	<b>363,119</b>
建物	0	長期預り金	340,332
建物附属設備	0	資産除去債務	22,787
構築物	0	<b>負債合計</b>	<b>485,568</b>
機械装置	0	<b>純資産の部</b>	
工具器具備品	0	<b>株主資本</b>	<b>202,666</b>
建設仮勘定	0	資本金	10,117,021
<b>無形固定資産</b>	<b>0</b>	資本剰余金	9,786,021
ソフトウェア	0	資本準備金	9,786,021
その他	0	利益剰余金	△19,700,179
<b>投資その他の資産</b>	<b>44,201</b>	その他利益剰余金	△19,700,179
関係会社株式	0	繰越利益剰余金	△19,700,179
関係会社長期貸付金	0	自己株式	△197
敷金及び保証金	43,917	<b>新株予約権</b>	<b>6,120</b>
その他	283	<b>純資産合計</b>	<b>208,786</b>
<b>資産合計</b>	<b>694,355</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>694,355</b>

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成28年1月1日  
至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		52,561
売 上 原 価		51,484
売 上 総 利 益		1,076
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		553,127
営 業 損 失		552,051
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	38	
為 替 差 益	333	
受 取 事 務 手 数 料	9,493	
設 備 賃 貸 料	38,401	
貸 付 金 利 息	47,523	
そ の 他	191	95,981
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	594	
株 式 交 付 費	24,248	24,842
経 常 損 失		480,912
特 別 損 失		
事 業 整 理 損	7,865,830	7,865,830
税 引 前 当 期 純 損 失		8,346,743
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,602	
法 人 税 等 調 整 額	△4,926	△2,323
当 期 純 損 失		8,344,420

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成28年1月1日  
至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
平成28年1月1日残高	8,697,869	8,366,869	△11,355,759	△197	5,708,782	
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,419,152	1,419,152			2,838,305	
当期純利益			△8,344,420		△8,344,420	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
当期変動額合計	1,419,152	1,419,152	△8,344,420	—	△5,506,115	
平成28年12月31日残高	10,117,021	9,786,021	△19,700,179	△197	202,666	

	新株予約権	純資産合計
平成28年1月1日残高	—	5,708,782
事業年度中の変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		2,838,305
当期純利益		△8,344,420
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	6,120	6,120
当期変動額合計	6,120	△5,499,995
平成28年12月31日残高	6,120	208,786

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 会計監査人の連結監査報告書 騰本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年2月20日

株式会社UMNファーマ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮比呂 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 澤 義 典 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社UMNファーマの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UMNファーマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、重要な収益基盤である国内インフルエンザワクチン供給事業の継続が困難な状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成29年1月30日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社UN I GENの会社所有株式全てをアピ株式会社に譲渡することを決議し、平成29年1月31日に譲渡している。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年2月20日

株式会社UMNファーマ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮比呂 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 澤 義 典 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社UMNファーマの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、重要な収益基盤である国内インフルエンザワクチン供給事業の継続が困難な状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成29年1月30日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社UNIGENの会社所有株式全てをアピ株式会社に譲渡することを決議し、平成29年1月31日に譲渡している。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月21日

株式会社UMNファーマ 監査役会

常勤監査役 高木 淳 一 ㊟

監査役（社外監査役） 加藤 久満 ㊟

監査役（社外監査役） 加藤 凱信 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、過年度及び第13期事業年度において当期純損失を計上し、繰越利益剰余金の欠損額19,700,179,634円を計上するに至っております。

当社では、早期の業績回復と財務体質の健全化を推し進めるべく努力しておりますが、繰越損失の解消には相当の期間を要するものと見込まれます。

つきましては、今般この欠損金を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うことといたしました。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当いたします。

なお、本議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

また、資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではございません。

#### 1. 資本金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本金の額

平成28年12月31日現在の資本金の額10,117,021,940円を、9,967,021,940円減少して、150,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

##### (2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

平成29年5月1日を予定しております。

#### 2. 資本準備金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本準備金の額

平成28年12月31日現在の資本準備金の額9,786,021,940円を、9,636,021,940円減少して、150,000,000円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

- (2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日  
平成29年5月1日を予定しております。

### 3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本剰余金の額の減少により生じるその他資本剰余金19,603,043,880円の全額を減少して、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 19,603,043,880円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 19,603,043,880円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は中長期的な成長戦略の構築や内部統制の充実が課題と認識しており、当該課題に対応するため、定款の一部を変更するものであります。

#### (1) 事業目的に関する変更

事業の多様化及び今後の事業展開に備えるため、「バイオテクノロジー応用品の開発・製造・販売」を追加するものであります。

#### (2) 代表取締役及び役付取締役に関する事項

体制の整備を図るため、一部文言を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医薬品及び診断薬の開発・製造・販売 (新設)</li> <li>2. 医薬品及び診断薬候補物質のスクリーニングシステムの開発</li> <li>3. 研究開発に関するコンサルティング</li> <li>4. 特許権、工業所有権、商品化に関する権利等の知的財産権の取得、運用、管理</li> <li>5. 前記各号に付帯する一切の事業</li> </ol> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</li> <li>3. 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長</u>、<u>取締役社長</u>1名を選任し、必要に応じて、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>、<u>常務取締役</u>若干名を選任することができる。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医薬品及び診断薬の開発・製造・販売</li> <li>2. <u>バイオテクノロジー応用品の開発・製造・販売</u></li> <li>3. 医薬品及び診断薬候補物質のスクリーニングシステムの開発</li> <li>4. 研究開発に関するコンサルティング</li> <li>5. 特許権、工業所有権、商品化に関する権利等の知的財産権の取得、運用、管理</li> <li>6. 前記各号に付帯する一切の事業</li> </ol> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</li> <li>3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選任し、必要に応じて、<u>取締役会長1名</u>、<u>ならびに</u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。</li> </ol>

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役高木淳一氏及び加藤久満氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
1	北村 賢二 (昭和39年3月21日生)	昭和63年4月 平成7年4月 平成10年9月 平成12年9月 平成19年8月 平成25年9月	菱光証券株式会社（現三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社）入社 株式会社星野リゾート入社 株式会社フルヤ金属入社 創建ホームズ株式会社入社 当社入社 当社 総務部長（現任）	2,250株
2	船倉 俊明 (昭和17年12月9日生)	昭和40年4月 昭和62年10月 平成13年7月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成23年9月 平成23年9月 平成23年9月 平成24年12月	三共株式会社（現第一三共株式会社）入社 同社 経理部課長 同社 本社業務改革推進部ファイナンスグループ部長 ゼファーマ株式会社（現第一三共ヘルスケア株式会社）入社 経理センター長 株式会社卑弥呼 常勤監査役 同社 取締役管理本部長 株式会社テクノ経営研究所 顧問（現任） 株式会社グローバルパワー 顧問（現任） アイトス株式会社 顧問（現任） 株式会社グリーンエフェクト 取締役（現任）	一株

- (注)
- 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 船倉俊明氏は社外監査役候補者であります。
  - 船倉俊明氏は、大手製薬会社及び企業経営で培った専門的知識と豊富な経験を有しております。その知識と経験を当社の経営に活かしていただくことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。
  - 船倉俊明氏は、当社が上場している株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしております。当社は船倉俊明氏を、取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
  - 本議案が承認された場合、当社は、船倉俊明氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成18年3月29日開催の第2回定時株主総会において、月額1,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、経済情勢及び経営環境の変化その他諸般の事情を勘案するとともに、監査機能の更なる充実を図るため、監査役の報酬額を年額24,000千円以内と変更させていただきたく存じます。

なお、対象となる監査役の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県横浜市港北区大豆戸町26-1  
横浜市港北公会堂  
電話 045-540-2400

- 交 通
- 電車でお越しの場合
    - ◇東急東横線（各駅停車）「大倉山駅」から徒歩約7分  
大倉山駅改札を出て左方向の商店街を抜け、綱島街道を渡り右方向
  - バスでお越しの場合
    - ※いずれも「港北区総合庁舎前」下車
    - ◇J R東海道新幹線、横浜線、市営地下鉄線「新横浜駅」から（約7分）  
市営バス 川崎鶴見臨港バス
      - ・13系統（鶴見駅前行）
      - ・41系統（中山駅前行/ららぽーと横浜行/川向折返場行/新羽駅行）
      - ・104系統（鶴見駅西口行/梶山行）
      - ・鶴見02系統（鶴見駅西口行）

お願い 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

